

京都市告示第 279 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内のアイススケートリンクを供用しない日及び供用時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成18年11月27日

京都市長 榊本 頼 兼

平成18年12月27日（水）から12月29日（金）まで及び平成19年1月3日（水）から1月4日（木）までを供用しない日から除き、当該期間中の供用時間を午前10時から午後5時までとする。

（理由）市民の健康増進と家族連れに重点を置いたサービスの向上を図るため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）